

移動者（転入者）の状況

《本章のトピックス》

- ・ 居住期間「10年未満」の移動者（転入者）をみると、『中高層住居』及び『住居』では、「公営の借家」の構成比が高く、『近隣商業』、『商業』、『準工業』及び『工業』では、「民営の借家」の構成比が高い。
- ・ 『近隣商業』及び『商業』では、居住期間「10年以上」より、居住期間「10年未満」の構成比が高く、他の地域類型とは異なる傾向を示している。

5-1 移動者（転入者）の状況

○用いるデータ

国勢調査の調査項目中、「現在の場所に住んでいる期間」のデータを用いて、平成12年に実施した実態調査以降、10年間に移動した層の状況を把握する。

具体的には、国勢調査の調査時点（平成22年10月1日）において、現在地の居住期間が「1年未満」「1～5年未満」「5～10年未満」の、居住期間10年未満の層の状況を把握する。

○留意点

ただし、前提として、国勢調査データでは、対象地域からの転出者の状況については把握できない。さらに、ここで扱う現在地の居住期間データでは、「出生時から」居住している者を除く「何年か前から居住している」というケースがすべて現住地域の外から「転入」したものとはいえず、同一地域内の転居も含まれてしまうことに留意する必要がある。

そのため、以下では「移動者」という言葉を用い、その分析を通して「転入者」の特徴を推測していく。

なお、「地域改善対策特定事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」（以下、「法」という。）の失効は平成14年3月31日であり、国勢調査の調査時点（平成22年10月1日）までの間は8年6か月であるが、本報告書では便宜的に「居住期間10年未満」を「法失効後の移動」と表記する。

○現住地居住期間別世帯員数の状況

表5-1は、対象地域の地域類型ごとに、現住地の居住期間別の結果を示している。

表 5-1 現住地居住期間別世帯員数

居住期間	低層住居	中高層住居	住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	市街化調整	対象地域計	大阪府全域
1年未満	0	1,060	1,724	5	76	600	586	112	23	4,186	514,365
	0.0%	5.1%	5.1%	2.2%	4.9%	7.9%	4.8%	7.2%	1.6%	5.3%	5.8%
1～5年未満	18	2,651	4,723	14	363	1,301	1,644	267	86	11,067	1,504,216
	8.7%	12.8%	13.9%	6.0%	23.3%	17.2%	13.5%	17.2%	5.8%	13.9%	17.0%
5～10年未満	16	2,633	4,467	46	185	854	1,649	190	120	10,160	1,373,580
	7.7%	12.7%	13.2%	19.8%	11.9%	11.3%	13.5%	12.2%	8.1%	12.8%	15.5%
10～20年未満	42	3,348	5,766	30	168	639	1,720	278	168	12,159	1,517,298
	20.3%	16.2%	17.0%	12.9%	10.8%	8.4%	14.1%	17.9%	11.3%	15.3%	17.1%
20年以上	82	6,418	9,505	87	415	1,005	3,487	391	630	22,020	2,285,395
	39.6%	31.0%	28.0%	37.5%	26.7%	13.3%	28.6%	25.2%	42.5%	27.7%	25.8%
出生時から	13	1,931	2,928	14	98	280	997	167	397	6,825	777,842
	6.3%	9.3%	8.6%	6.0%	6.3%	3.7%	8.2%	10.8%	26.8%	8.6%	8.8%
不明	36	2,649	4,822	36	252	2,884	2,111	147	57	12,994	892,549
	17.4%	12.8%	14.2%	15.5%	16.2%	38.1%	17.3%	9.5%	3.8%	16.4%	10.1%
合計	207	20,690	33,935	232	1,557	7,563	12,194	1,552	1,481	79,411	8,865,245
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

1. 対象地域計（現住地居住期間別世帯員数）と大阪府全域との比較

報告書【第一次】の再掲

- ・最も構成比が高くなっているのは、「居住期間 20 年以上」であり、次いで「10～20 年未満」となっており（不明を除く）、逆に、最も構成比が低くなっているのは、「居住期間 1 年未満」であり、次いで「出生時から」となっている。

2. 対象地域の状況（現住地居住期間別世帯員数）

・「居住期間 20 年以上」の状況

地域類型ごとにみると、大半の地域で「居住期間 20 年以上」の構成比が最も高くなっており、中でも『市街化調整』が 42.5%、次いで『低層住居』、『準住居』もそれぞれ、39.6%、37.5%と高くなっている。

一方、『商業』のみ異なった傾向がみられ、「居住期間 20 年以上」の構成比は 13.3%にとどまり、最も構成比が高くなっているのは「1～5 年未満」の 17.2%である。

・「居住期間 10～20 年未満」の状況

「居住期間 20 年以上」の構成比が最も高くなっている 8 つの地域類型のうち、次いで「居住期間 10～20 年未満」の構成比が高くなっているのは 4 つの地域であり、傾向に幅がみられる。

・「居住期間 1 年未満」及び「出生時から」の状況

大半の地域で「居住期間 1 年未満」の構成比が最も低く、次いで「出生時から」の構成比が低くなっているが、これと異なる傾向として、『商業』では「出生時から」の 3.7%が最も低く、『市街化調整』では「出生時から」が 26.8%と、「居住期間 20 年以上」の 42.5%に次いで、その構成比が高くなっている。

<参考>居住期間が「10 年未満」と「10 年以上」の構成比について

居住期間	低層住居	中高層住居	住居	準住居	近隣商業	商業	準工業	工業	市街化調整	対象地域計
10 年未満	34	6,344	10,914	65	624	2,755	3,879	569	229	25,413
	16.4%	30.7%	32.2%	28.0%	40.1%	36.4%	31.8%	36.7%	15.5%	32.0%
10 年以上	124	9,766	15,271	117	583	1,644	5,207	669	798	34,179
	59.9%	47.2%	45.0%	50.4%	37.4%	21.7%	42.7%	43.1%	53.9%	43.0%

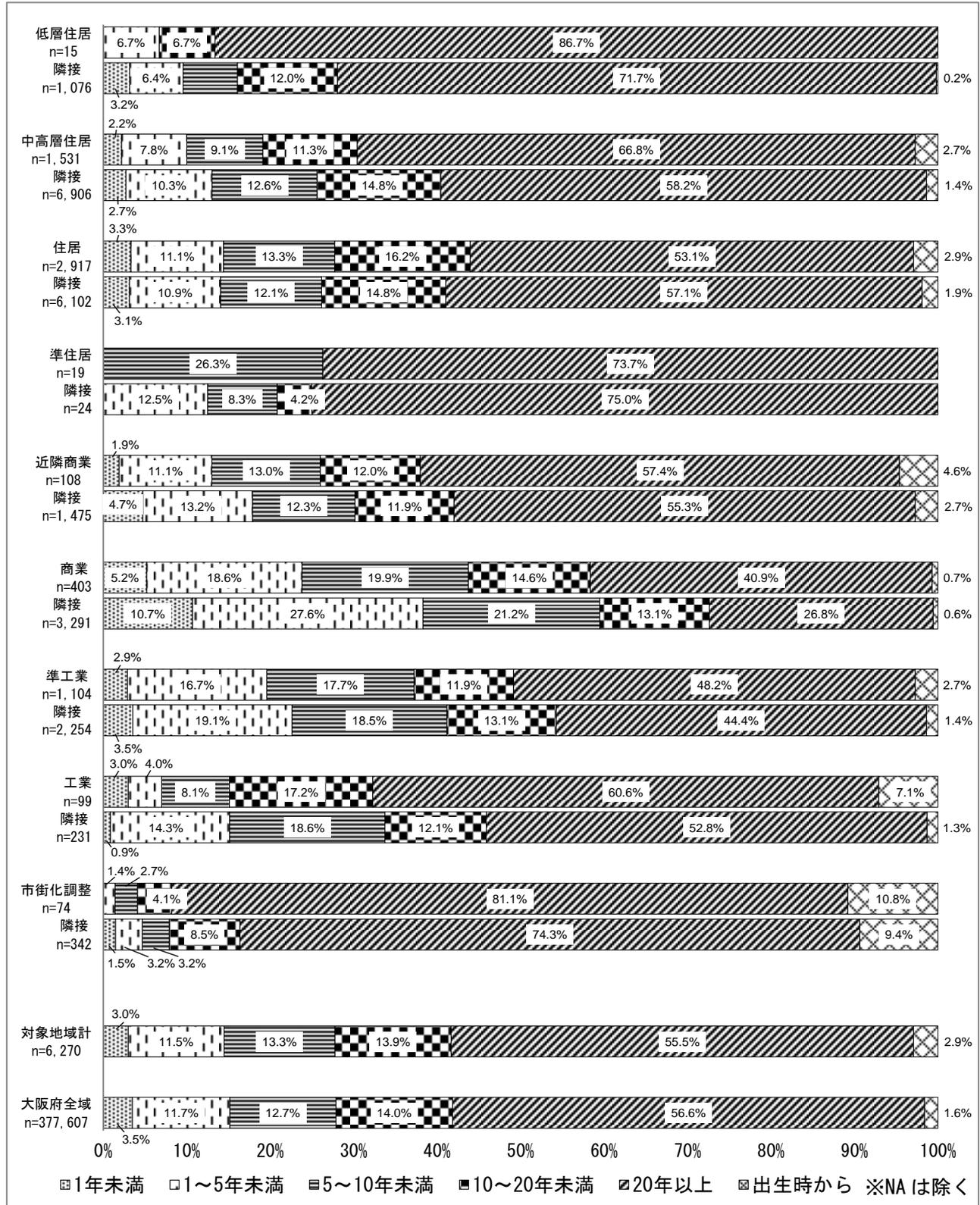
ここでは、居住期間が「10 年未満」（表 5-1 の「1 年未満」、「1～5 年未満」、「5～10 年未満」の合計）及び「法失効前」（表 5-1 の「10～20 年未満」、「20 年以上」の合計）の構成比のみをとりあげて、その状況をみている。

対象地域計では、「10 年未満」より「10 年以上」の構成比が 11 ポイント高くなっているが、地域類型ごとにみた場合、この傾向が逆転し、「10 年未満」の構成比が高くなっているのは『近隣商業』と『商業』である。

5-2 現住地居住期間と世帯類型

図5-2-1は、地域類型ごとに、現住地居住期間別の「高齢単身世帯」構成比を示したものである。

図5-2-1 世帯類型別世帯現住地居住期間構成比（高齢単身世帯）



1. 対象地域計（現住地居住期間と高齢単身世帯）と大阪府全域との比較

報告書【第一次】の再掲

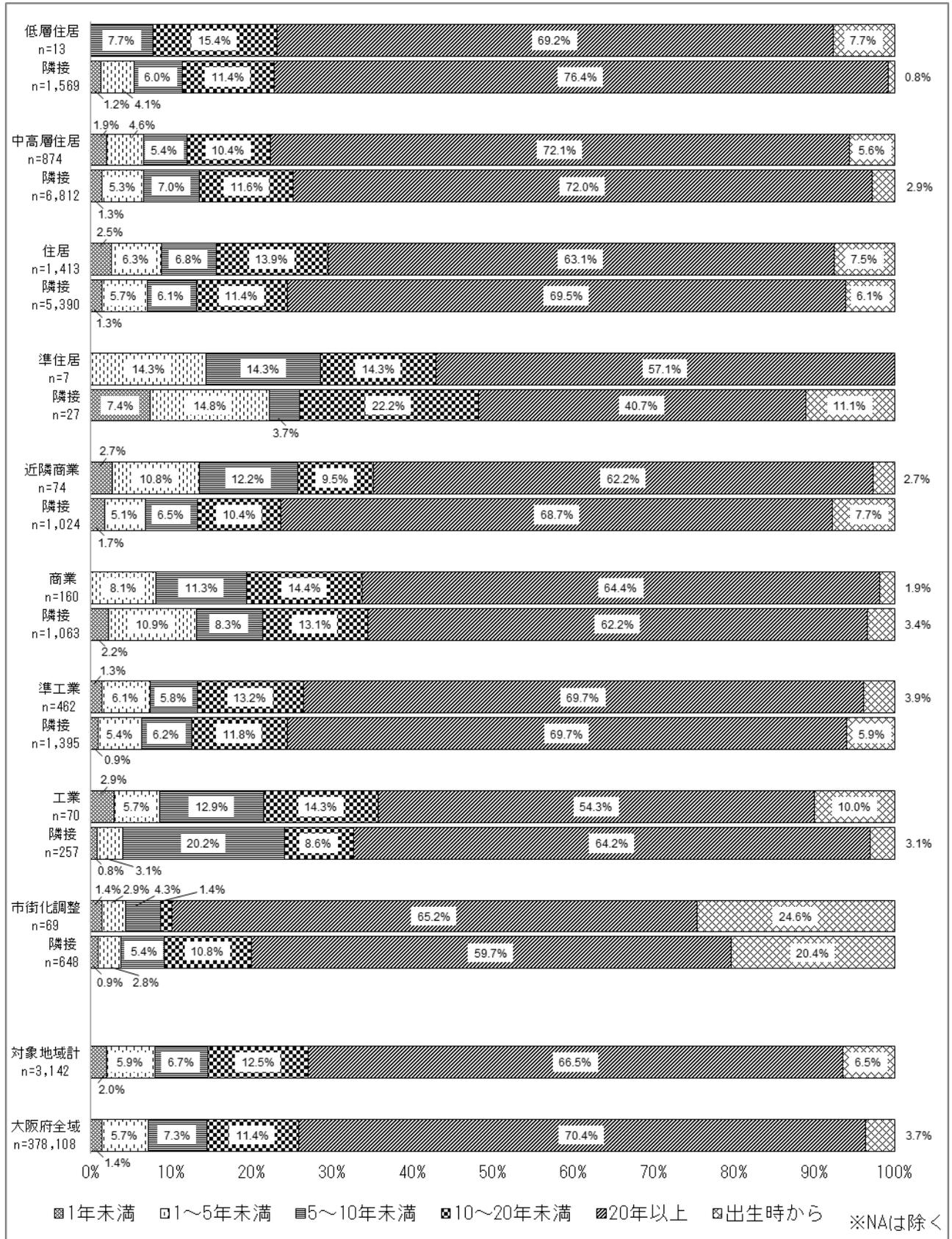
- ・最も構成比が高くなっているのは、いずれも20年以上現住地に居住する高齢単身世帯であるが、大阪府全域及び対象地域では、ほとんど差はなく、また、10～20年未満についても差はみられない。
- ・居住期間が10年未満（1年未満、1～5年未満、及び5～10年未満の計）の高齢単身世帯についても、大阪府全域と対象地域の間には差はみられない。

2. 対象地域の状況（現住地居住期間と高齢単身世帯）

- ・地域類型ごとにみた場合においても、最も構成比が高くなっているのは20年以上現住地に居住する高齢単身世帯であることは共通しているが、その構成比には大きな幅がみられる。
- ・母数が小さい『低層住居』（n=15）及び『準住居』（n=19）を除くと、20年以上現住地に居住する高齢単身世帯の構成比が、『市街化調整』で81.1%、次いで『中高層住居』と『工業』でそれぞれ66.8%、60.6%となっている。
- ・一方、20年以上現住地に居住する高齢単身世帯の構成比が低くなっているのは、『商業』の40.9%、次いで『準工業』の48.2%となっている。
- ・そこで、隣接する地域をみると、『隣接する市街化調整』においても、20年以上現住地に居住する高齢単身世帯の構成比が74.3%と、対象地域と同様、その構成比が高くなっている。
- ・一方、20年以上現住地に居住する高齢単身世帯の構成比が6割を超える『中高層住居』及び『工業』に「隣接する地域」をみると、それぞれ58.2%、52.8%と、その構成比が高いとはいえない。
- ・居住期間が10年未満（1年未満、1～5年未満、及び5～10年未満の計）の高齢単身世帯の構成比をみると、居住期間20年以上の高齢単身世帯の構成比とは対照的に、『市街化調整』などの構成比が低く、『商業』などの構成比が高くなっている。

図 5-2-2 は、地域類型ごとに、現住地居住期間別の「高齢夫婦世帯」構成比を示したものである。

図 5-2-2 世帯類型別世帯現住地居住期間構成比（高齢夫婦世帯）



1. 対象地域計（現住地居住期間と高齢夫婦世帯）と大阪府全域との比較

報告書【第一次】の再掲

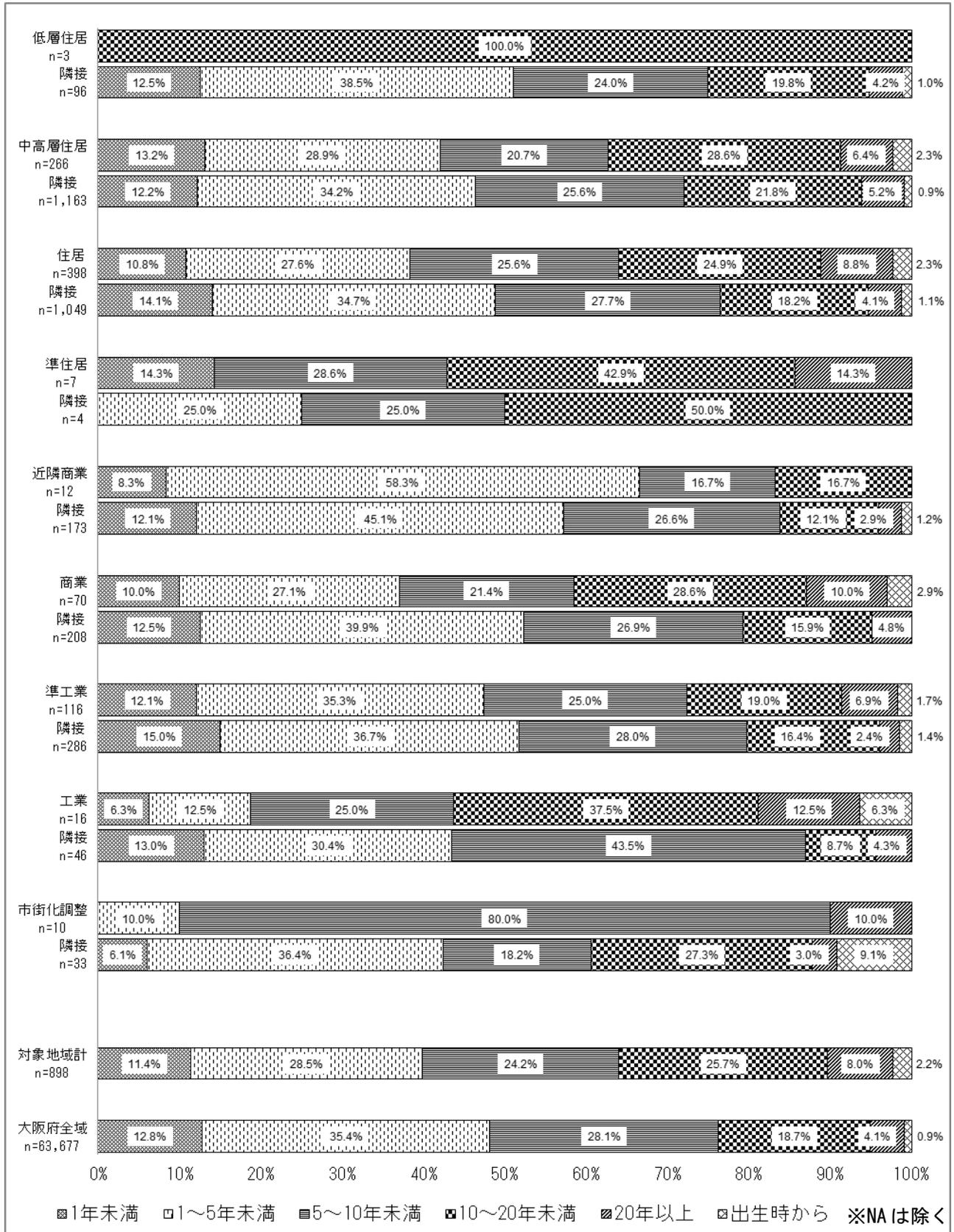
- ・最も構成比が高くなっているのは、いずれも20年以上現住地に居住する高齢夫婦世帯であるが、大阪府全域及び対象地域ではその差は4ポイント程度であり、また、居住期間が10年未満（1年未満、1～5年未満、及び5～10年未満の計）の高齢夫婦世帯についても、大阪府全域と対象地域の間には差はみられない。

2. 対象地域の状況（現住地居住期間と高齢夫婦世帯）

- ・地域類型ごとにみた場合においても、最も構成比が高くなっているのは20年以上現住地に居住する高齢夫婦世帯であることは共通しており、また、その構成比についても、「高齢単身世帯」でみられた程の幅の大きさはない。
- ・なお、『市街化調整』における高齢夫婦世帯の構成比をみると、「出生時から」が24.6%と、顕著に高くなっており、また、『隣接する市街化調整』についても「出生時から」が20.4%と高くなっている。
- ・居住期間が10年未満（1年未満、1～5年未満、及び5～10年未満の計）の高齢夫婦世帯についても、『市街化調整』を除き、地域類型によって「高齢単身世帯」でみられた程の幅の大きさはない。

図 5-2-3 は、地域類型ごとに、現住地居住期間別の「母子世帯」構成比を示したものである。

図 5-2-3 世帯類型別世帯現住地居住期間構成比（母子世帯）



1. 対象地域計（現住地居住期間と母子世帯）と大阪府全域との比較

報告書【第一次】の再掲

- ・ 居住期間 20 年以上、及び居住期間 10～20 年未満の母子世帯は対象地域で最もその構成比が高くなっているが、逆に、居住期間が 10 年未満（1 年未満、1～5 年未満、及び 5～10 年未満の計）の母子世帯については、大阪府全域が最も高くなっており、対象地域と 12 ポイント程度の差がみられる。

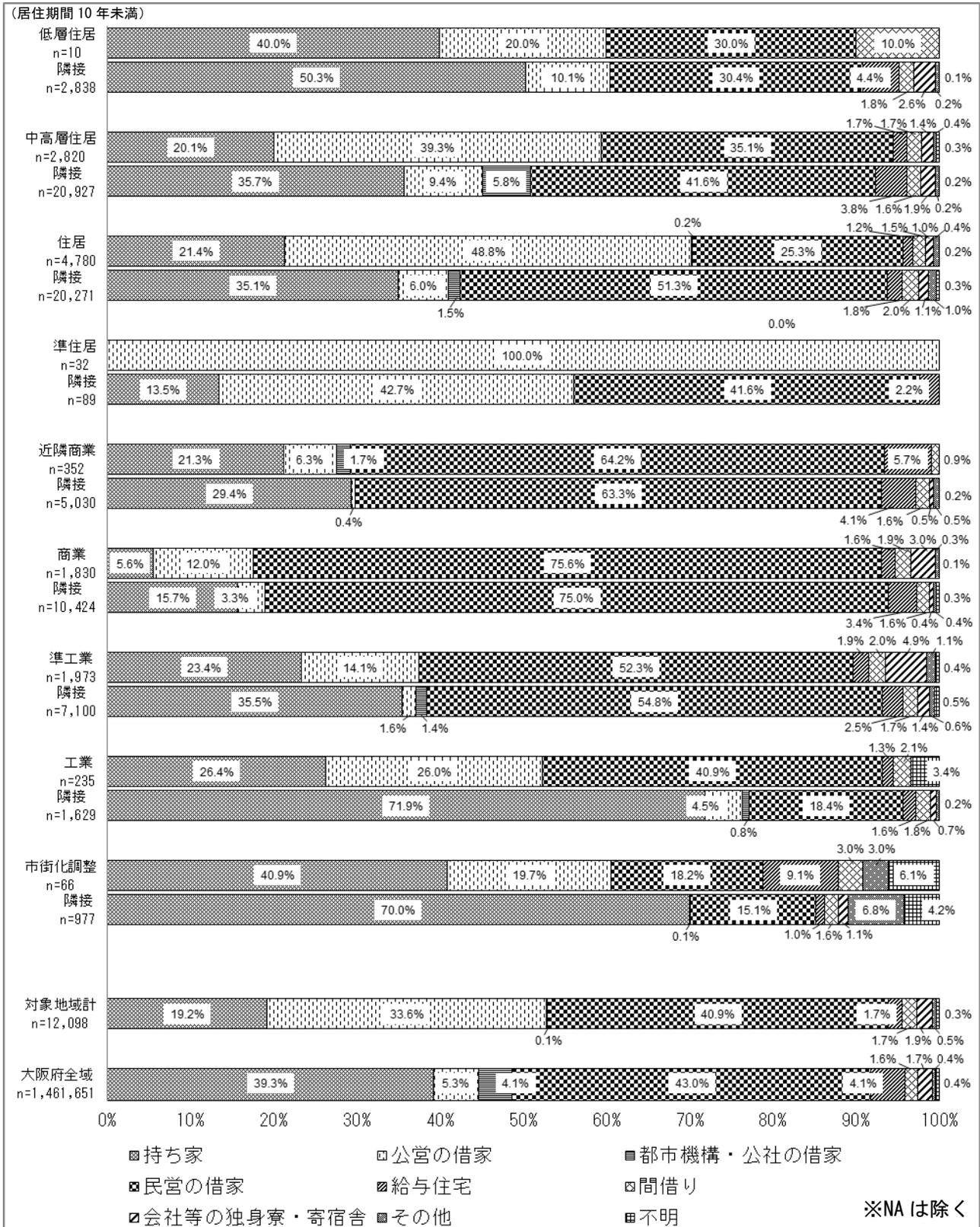
2. 対象地域の状況（現住地居住期間と母子世帯）

- ・ 母数が小さい『低層住居』（n=3）、『準住居』（n=7）、『近隣商業』（n=12）、『工業』（n=16）及び『市街化調整』（n=10）を除く 4 つの地域類型でみると、いずれも、居住期間 20 年以上、及び居住期間 10～20 年未満の母子世帯は、大阪府全域と比して、対象地域の構成比が高くなっている。
- ・ 逆に、居住期間が 10 年未満（1 年未満、1～5 年未満、及び 5～10 年未満の計）の母子世帯については、大阪府全域が最も高くなっており、対象地域と 4～18 ポイント程度の差がみられる。

5-3 現住地居住期間と住宅の所有形態

図 5-3 は、地域類型ごとに、法失効後の移動者（居住期間 10 年未満）をひとまとめにして、住宅の所有形態構成比を示している。

図 5-3 居住期間別住宅の所有形態



1. 対象地域計（現住地居住期間と住宅の所有形態）と大阪府全域との比較

報告書【第一次】の再掲

- ・法失効後の移動者（居住期間 10 年未満）の状況をみると、対象地域では、「民営の借家」の割合が 40.9%と最も割合が高く、続いて「公営の借家」が 33.6%となっているのに対し、大阪府全域においても「民営の借家」が 43.0%と最も割合が高いが、次に割合が高いのは「持ち家」で、39.3%となっている。
- ・また、「住まいの状況」でみたとおり、対象地域においては、「公営の借家」の構成比が大阪府全域と比して依然高くなっているものの、「民営の借家」の比重もさらに高まっており、その傾向は、移動者の住まいにも見て取ることができる。

2. 対象地域の状況（現住地居住期間と住宅の所有形態）

・「持ち家」の状況

母数が小さい『低層住居』（n=10）及び『準住居』（n=32）を除くと、『市街化調整』が 40.9%と最も高く、大阪府全域と差がみられない。

・「公営の借家」の状況

母数が小さい『低層住居』（n=10）及び『準住居』（n=32）を除くと、『住居』の 48.8%が最も高く、次いで『中高層住居』の 39.3%が高くなっており、この2つの地域における構成比の大きさが、対象地域計における「公営の借家」の構成比に影響を与えている。

・「民営の借家」の状況

母数が小さい『低層住居』（n=10）及び『準住居』（n=32）を除く、他の地域類型をみると、「民営の借家」の割合が高くなっているのが、『近隣商業』の 64.2%、『商業』の 75.6%、『準工業』の 52.3%、及び『工業』の 40.9%であり、これらの地域はいずれも「商業の利便」、「工業の利便」を図る地域であり、住宅地など、他の地域類型とは異なるエリアである。

そこで、「隣接する地域」に着目すると、『隣接する近隣商業』、『隣接する商業』及び『隣接する準工業』における「民営の借家」の割合も同様に高くなっている。

一方、『隣接する工業』における「民営の借家」の割合は 18.4%と、対象地域の『工業』の 2分の1以下となっている。

また、「民営の借家」の割合が低くなっているのが『中高層住居』の 35.1%、『住居』の 25.3%、『市街化調整』の 18.2%である。

